

合理的配慮の

提供が義務化

しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょう りゆう さべつかいしょう
《障害者差別解消法》により障がい者を理由とする差別解消

とりくみ すす みんなんじぎょうしゃ 合理的配慮
の取組をいっそう進めるため、民間事業者にも合理的配慮

ていきょう ぎ む
の提供が義務づけられます。

しこうび こうふ ひ れいわ ねん がつ にち ねんい ない
※施行日は、公布の日(令和3年6月4日)から3年以内に

せいれい さだ ひ
おいて政令で定める日からです。

ふとう
不当な

さべつてきとりあつかい
差別的取扱い

合理的配慮

くに
国

ちほうこうきょうだんたい
地方公共団体

きん し
禁止

提供しなければならない

みんなんじぎょうしゃ
民間事業者

きん し
禁止

提供しなければならない

しこうまえ どりょくぎむ
(施行前は努力義務)

くわ うらめん らん
詳しくは裏面をご覧ください。

～ 障害のある人もない人も、共に生きる社会をめざして～

「不当な差別的取扱いの禁止」

障がいのある人に対し
正当な理由がないのに
商品やサービスを提供しないこと
を禁止しています。

たとえば…

視覚障がいのある人や車いすの人が
お店に入ろうとしたら盲導犬を連れて
いる、車いすに乗っていることを
理由に入店を断られた。



「合理的配慮の提供」

障がいのある人から何らかの対応を
必要としている意思が伝えられ
その内容の負担が重すぎない範囲で
対応することが求められます。

たとえば…

目や耳が不自由な方や、全体像を
把握するのが困難な障がいのある方
に、意思を伝え合うために絵や写真
のカードやタブレット端末などで
説明を行う。



詳しくは理解促進ポータルサイトをご覧ください。

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

けんさく
検索

厚木市 障がい福祉課 電話:046-225-2221

メール:2100@city.atsugi.kanagawa.jp